

改正案	現行
<p>（学資支給金の額） 第八条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計維持者についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計維持者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「学資支給金支給年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難しい場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令</p>	<p>（学資支給金の額） 第八条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計維持者についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計維持者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「学資支給金支給年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難しい場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令</p>

で定めるところにより算定した額とする。

一 学資支給金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第

で定めるところにより算定した額とする。

一 学資支給金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第

十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者（生計維持者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）と生計を一にする親族（当該生計維持者の配偶者を除く。）又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童（地方税法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、当該学資支給金支給年度の初日の属する年の前年の同法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下この号において「前年合計所得金額」

十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該生計維持者については、当該合計額から十万円を控除して得た金額）に百分の六を乗じた額

という。)が百二十三万円以下であるものに限る。
)である場合において、当該支給対象者が当該学資
 支給金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一
 日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該
 生計維持者については、当該合計額から、次のイか
 らホまでに掲げる支給対象者の区分に応じ、当該イ
 からホまでに定める金額を控除して得た金額)に百
 分の六を乗じた額

イ 前年合計所得金額が五十八万円以下の支給対象
 者 十二万円

ロ 前年合計所得金額が五十八万円を超え九十五万
 円以下の支給対象者 四十五万円

ハ 前年合計所得金額が九十五万円を超え百十五万
 円以下の支給対象者 六十三万円から当該支給対
 象者の前年合計所得金額のうち八十四万一千円を超
 える部分の金額に二を乗じた金額(当該乗じた金
 額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した
 金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八
 万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たない
 もののうち最も多い金額とする。)を控除した金
 額

ニ 前年合計所得金額が百十五万円を超え百二十万
 円以下の支給対象者 六万円

ホ 前年合計所得金額が百二十万円を超える支給対
 象者 三万円

5
 二
 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5
 二
 (略)

改正案	現行
<p>2 前項第二号に規定する「減免額算定基準額」とは、 （授業料等減免の額） 第二条（略）</p> <p>授業料等減免対象者（同号に掲げる授業料等減免対象者に限る。以下この項において同じ。）及びその生計を維持する者（以下この項において「生計維持者」という。）についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該授業料等減免対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「授業料等減免実施年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないこ</p>	<p>2 前項第二号に規定する「減免額算定基準額」とは、 （授業料等減免の額） 第二条（略）</p> <p>授業料等減免対象者（同号に掲げる授業料等減免対象者に限る。以下この項において同じ。）及びその生計を維持する者（以下この項において「生計維持者」という。）についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該授業料等減免対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「授業料等減免実施年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないこ</p>

とその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 授業料等減免実施年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第

とその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 授業料等減免実施年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第

六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(同法第八條第十一項第四号(同法第十二條第八項及び第十六條第五項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた地方税法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三條の二の第十項に規定する条約適用利子等の額(同法第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額(同法第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額(当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者(生計維持者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。)と生計を一にする親族(当該生計維持者の配偶者を除く。))又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四に規定する里親に委託された児童(地方税法第三百十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同條第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、当該

六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(同法第八條第十一項第四号(同法第十二條第八項及び第十六條第五項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた地方税法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三條の二の第十項に規定する条約適用利子等の額(同法第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額(同法第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額(当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者の地方税法第二百九十二條第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該生計維持者については、当該合計額から十二万円を控除して得た金額)に百分の六を乗じた額

授業料等減免実施年度の初日の属する年の前年の同
 法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所
 得金額（以下この号において「前年合計所得金額」
 という。）が百二十三万円以下であるものに限る。
 である場合において、当該授業料等減免対象者が
 当該授業料等減免実施年度の前年度の一月一日から
 三月三十一日までの間に十九歳に達した者である
 きは、当該生計維持者については、当該合計額から
 次のイからホまでに掲げる授業料等減免対象者の
 区分に応じ、当該イからホまでに定める金額を控除
 して得た金額）に百分の六を乗じた額
 イ 前年合計所得金額が五十八万円以下の授業料等
 減免対象者 十二万円
 ロ 前年合計所得金額が五十八万円を超え九十五万
 円以下の授業料等減免対象者 四十五万円
 ハ 前年合計所得金額が九十五万円を超え百十五万
 円以下の授業料等減免対象者 六十三万円から当
 該授業料等減免対象者の前年合計所得金額のうち
 八十四万一千円を超える部分の金額に二を乗じた金
 額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から
 八万円を控除した金額でないときは、十万円の整
 数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じ
 た金額に満たないものうち最も多い金額とする
 。）を控除した金額
 ニ 前年合計所得金額が百十五万円を超え百二十万
 円以下の授業料等減免対象者 六万円
 ホ 前年合計所得金額が百二十万円を超える授業料
 等減免対象者 三万円

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 二
(略) (略)

3 二
(略) (略)